

「超高压ガス設備に関する基準」の改正に係る書面投票の実施について

1. 趣旨

超高压ガス設備に関する基準 KHKS0220（以下「KHKS0220」という。）は、前回の改正から 5 年が経過することから、技術基準整備 3 年計画に基づき、昨年度から見直しの検討を行っている。

KHKS0220 の見直しの検討を行うため設置した超高压ガス設備分科会を 5 回開催し、KHKS0220 の改正案を検討した。

今般、KHKS0220 の改正案を作成したため、技術基準の制定手続きに基づき、KHKS0220 の改正に係る書面投票等（書面投票及びパブリックコメントの募集）を実施することとしたい。

2. 書面投票等について

分科会委員による書面投票で提出されたコメントの対応を踏まえた改正案について、今回の圧力容器規格委員会で審議の結果了解が得られた場合、以下に示す期間を設けて書面投票等を実施する。

書面投票等でコメントがあった場合、コメント対応を行った修正案の審議は、委員会を開催して行う、又は委員長の了解のもと書面審議により行う。

- ① 書面投票 投票期間 15 日（2 回目以降も同様に 15 日）
- ② パブリックコメント 募集期間 30 日（2 回目以降は規定に基づき 15 日）

以上